トップ > 団体傷害保険

団体傷害保険

「団体傷害保険」は、友の会の会員（公立学校共済組合の年金受給者または年金待機者）の皆さまとそのご家族を対象とした保険です。日常生活でのケガによる入院・通院・手術等を補償します。
団体割引30%適用で保険料が割安です。また、個人賠償責任等の特約もセット可能です。
（条件あり。）

団体傷害保険のご案内 / 補償プラン / お手続き・補償内容
注意喚起情報 / 保険金請求 / 団体傷害保険Q&A

毎年11月から募集を始めます。
今年度の募集期間は、令和7年11月1日から12月31日(※)です。
保険期間は、翌年5月1日から1年間です。
(※)上記を過ぎても令和8年3月31日までに新規お申し込みの場合は、初年度保険料が郵便払込みとなります。

団体傷害保険の募集については、ホームページでご案内します。
資料を請求される場合は、右の「資料請求はこちら」ボタンをクリックして、「団体保険資料請求」フォームからお申し込みください。
また、「友の会だより2025.5 Vol.169」に同封の「友の会団体保険 資料請求予約カード」(白色)に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて資料を請求することもできます。
募集期間にあわせて最新版の募集案内及び加入申込書等を郵送します。

動画（外部サイトに連携します。）でもあわせてご覧ください。

PDFでパンフレットを見る

団体傷害保険のご案内

（傷害総合保険）

一般財団法人 公立学校共済組合友の会

団体傷害保険

傷害総合保険

加入後は 年齢制限なし

BW型なら 日常のケガのほか地震等によるケガも補償

年齢にかかわらず 同一の保険料

個人賠償責任補償等の特約 もセット可能（条件あり）

申込締切日 令和7年12月31日
（保険期間 令和8年5月1日（午後4時）から令和9年5月1日（午後4時）まで）

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】
令和7年10月1日以降の共済掛金改定について、傷害総合保険の保険料及び補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ずご「パンフレット」をご活用ください。
だいぢうえで改めて申し込みください。
（継続加入の方は、同封のご案内文書をご確認ください。）

補償プラン

年齢に関係なく同一の保険料で日常生活での ご自身の「ケガ」や相手への賠償事故を手厚くサポート！

保険期間1年、賠償責任B型、団体割引30%適用

基本補償 傷害総合保険 個人型 ご自身のケガを補償	BWタイプ 天災危険補償特約セット	Bタイプ
補償内容と保険料（一口あたり）	●日常のケガ ●一般的な交通事故 ●地震等によるケガ	●日常のケガ ●一般的な交通事故
被保険者	本人または配偶者、子供、両親、兄弟姉妹、同居の親族のうち記名して被保険者に指定された方	
保険金額（一口あたり） 死亡・後遺障害保険金※1	100万円	100万円
入院保険金日額	2,330円	2,200円
手術保険金※2	＜重大手術の場合＞ 入院保険金日額の40倍 ＜重大手術以外の場合＞ 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	
通院保険金日額	1,950円	1,650円
加入口数限度	あわせて6口まで	
保険料（年額）	7,520円	6,350円

※1 後遺障害等級第1級～第7級のみお支払対象となります。 ※2 一部の手術等手術対象外となります。
●新規加入は、補償開始日時点で6月1日に満74歳までのかたが対象です。
●保険料は、被保険者本人の職種区分や事故種別入級の場合の保険料です。人級以外の場合はご加入できません(詳しくは12ページをご覧ください)。
手術保険金額変更特約および重大手術保険金額変更特約、後遺障害等級限定補償特約（第1級～第7級）、入院保険金支払限度日数変更特約（30日）、通院保険金支払限度日数変更特約（30日）セット

プラス1 **公立学校共済組合友の会会員（加入者）が、基本補償 にご加入いただきますと、ご希望に応じて 以下のいずれか1つの 特約 をセットすることができます。ただし、特約のみでのご加入はできません。**
※公立学校共済組合友の会会員（加入者）以外のかたは、特約をセットできません。

特約 個人賠償責任や携行品損害を補償	Xタイプ	Zタイプ
補償内容と保険料（一口のみ加入可能）	●個人賠償責任補償	対象ルート等加入 ●携行品損害補償 ●個人賠償責任補償
被保険者	※	携行品損害 本人※(※) / 個人賠償 ※
保険金額 個人賠償	1事故あたり 3億円	1事故あたり 3億円
携行品損害	—	30万円（自己負担額1事故につき3,000円）
加入口数限度	いずれか1口のみでご数の選択はありません	
保険料（年額）	1,480円	3,020円

（注）※本人のみに円切保険保険に加入されたお公立学校共済組合友の会員（加入者）です。

※**個人賠償責任補償の被保険者（保険者）の対象となる方**は次のとおりです。
なお、被保険者本人または子の配偶者との間柄のあるかの判断は、損害の原因となった事故発生時におけるものを いいます。
① 本人（公立学校共済組合友の会員）
② 本人の配偶者
③ 本人または子の配偶者の同居の親族
④ 本人または子の配偶者の同居の未婚の子
⑤ 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の 親権者または監督義務者が法人の場合は、その理事または業務執行者）
⑥ 前①から③までに掲げるかたが責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監 督する方（その責任無能力者の親族に限ります。）ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

2

<補償対象となるケガの事例と補償の型>

基本補償 傷害総合保険 個人型

			BWタイプ	Bタイプ
日常のケガ	次のようなケガを補償します。 ●自転車にヒヤリとした、急ブレーキをかけた ●転倒してケガをした ●階段からの転落でケガをした ●海外旅行中にケガをした など 詳しい内容は6-7ページに記載	階段から落ちてケガをした	BWタイプ	Bタイプ
一般的な交通事故	次のようなケガを補償します。 ●車にはねられてケガをした ●交通乗用具（電車・自動車・原動機付自転車・自転車・等）との衝突・接触等の交通事故 ●駅の改札口を入ってすぐの改札口を出る途中で列車に接触する事故 ●交通乗用具の火災 ●交通乗用具に搭乗中の事故 など ※正規の乗車券を使ったり正規の料金を支払う途中であっても、運賃等、その他の法定の旅客運送約款および旅客規則等に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族に限ります。）が法令上の賠償責任を負われるケースに限ります。 詳しい内容は7ページに記載	車にはねられてケガをした 自転車で転倒してケガをした	BWタイプ	Bタイプ
地震によるケガ	次のようなケガを補償します。 ●地震によりケガをした ●津波によりケガをした ●地盤・噴火による液状化でケガをした など 詳しい内容は7ページに記載	地震が原因で棚中のボンベが倒れてケガをした	BWタイプ	

プラス

特約			X※	Z※
個人賠償責任	日本国内・国外において、被保険者が誤って他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したり、誤って財産に法律上のことなどにより損害賠償責任が発生したときなどに限によって、法律上の損害賠償責任を負うことになった場合、相手方に支払わなければならない賠償金や、万一訴訟になった時の弁護士費用等を補償します。 詳しい内容は8-9ページに記載	買い物中に誤って商品を壊した	X※	Z※
携行品損害	携行品事故により、被保険者（保険の対象となる方）が現在する建物内で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限定の上、偶然的な事故に保険金を支払います。 **免責金額**（自己負担額）1事故につき3,000円です。 **<ご注意>** お支払いする保険金の額は、保険期間を通じて携行品損害補償特約の保険金額の限度となります。乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計5万円が限度となります。 詳しい内容は8-9ページに記載	旅行中にカメラの落ちて壊れた		Z※

●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ 疾病に対しては、保険金をお支払いできません。
●保険金のお支払方法等重要事項を掲載。5ページのご内容のみ読まんと「契約概要のご説明」は開に記載されていますので、必ずご参照ください。

☆個人賠償責任補償特約は自転車賠償事故も補償します

乗車中の他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負うことがあります。その方が「自転車運転者」の場合は自転車賠償事故の補償対象となります。自転車賠償事故の場合は、相手方に対する賠償金の支払いをすべて、自転車保険会社が代行します。
また、自転車事故以外の賠償事故の場合であっても、個人賠償責任補償特約の保険金額の範囲内で、弁護士費用等の費用を補償します。
この特約に加入されていれば、自転車事故の場合、自転車保険会社が代行します。

「事故の相手方」が自転車運転者の場合は、上の特約に加入されていれば、自転車保険会社が代行します。

高額賠償事例（自転車）と事故の概要（自転車での加害事故例）

9,330万円

男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聴きながら自転車で下校中、横断歩道を渡っていた女性と衝突。女性は、頭蓋骨骨折等で約2カ月後に死亡した。（神奈川県横浜市・2020年10月）

相手方に対する賠償金の支払いが必要となる事故例

自転車に乗る方、知人の車のあて逃げ事故対象

（事故の対象となるようなケガの内容例）

「非常文字サービス」が利用可能

（事故の相手方）

友の会団体傷害保険6つの特長

1. 日本国内・国外問わず日常生活の「ケガ」を幅広く補償します。 地震・津波による ケガも補償します。（BWプランのみ）
2. 新規加入は満74歳まで（医師の診査は不要）ご加入後の年齢制限はありません。
3. 保険料は4月の年金から1年分を一括して差し引きます。 ご加入の翌年から自動更新となります。
4. 会員のご家族の方だけでも、加入できます。
5. 手頃な保険料で個人賠償責任や携行品損害を補償する特約をセットできます。（条件あり）
6. 無料で電話相談「SOMPO 健康・生活サポートサービス」※が利用できます。

※「SOMPO 健康・生活サポートサービス」（ソンポケンコウ・セイカツサポートサービス）のご案内

主なサービスメニュー	
●受付時間 24時間-365日 ●無料電話相談サービスの電話番号は、A1FT知恵に発送する被保険者証に記載しています。	
① 健康・医療相談サービス	② 介護関連相談サービス
病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。	介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。
③ 医療機関情報提供サービス	④ 法律・税務・年金相談サービス（予約制）
ご病気や身体のことから医療機関のご案内や病院・休日に診てもらえる医療機関情報などご提供します。	一般的な法律・税務・年金に関するご相談に、弁護士、税法書士、社会保険労務士などが電話でお応えします。
⑤ 電气相談サービス（予約制）	⑥ メンタルヘルス相談サービス
よりW(ワイ)な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。	対応時間： 平日9:00～22:00、土曜10:00～20:00 ※日・祝日・年末年始(12/29-1/4)はおみあとさせていただきます。 臨床心理士等専門家がメンタルヘルスに関するカウンセリングを行います。
⑦ 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス	⑧ メンタルWEBストレスチェックサービス
人間ドック紹介・予約 全国の提携医療機関のなかからご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診者の都道府県でいます。	ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。
PET検診紹介・予約 がんや早期発見に今注目されているPET検査に関するご案内にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診者の都道府県でいます。	団体傷害保険（普通）は毎年5月1日から次年度のご案内時に、ストレスチェックのURL、ログインID&Pを通知にてご案内されます。
郵送検査紹介 ご自宅にいながら検査ができるサービスをご紹介します。	保険ご加入者向けサービス ログイン ログイン

（注1）主サービスは提携ジャンンのグループ会社および不の提携業者がご提供します。（注2）ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。（注3）ご利用は日本国内からの来ます。（注4）主サービスは予告なく変更または中止する場合があります ので、あらかじめご了承ください。（注5）ご相談内容や提供内容は変更・追加によっては、有料になるものがあります。（注6）1回のご相談時間は30分までとし、時 間が過ぎると、お相談内容を途中でお切りさせる場合があります。（注7）法律の相談はできません。（注8）ご利用者がパートナー・申請法人にご相談・お申し込みされた場合、お申し込みされた時点から、ご利用者様の個人情報（ご相談内容・お申し込み内容・お問合せ内容・ご利用状況・ご利用履歴・ご利用日時・ご利用回数・ご利用時間・ご利用場所・ご利用者様のご属性・ご利用者様のご住所・お名前・お生年月日・お電話番号・お客様番号

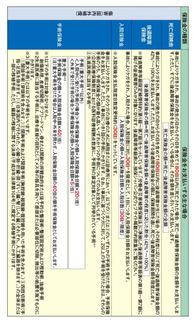
新潟支店長
新潟支店長代理
新潟支店長代理
新潟支店長代理

● ご加入に際して、特にご注意していただきたいこと（注意喚起情報のご説明）●（続き）

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結
この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社はあその引受割合に応じて責任を負うことなく単独所信に保険契約と介責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代表して、保険証券の発行、保険金の支払、保険料の受領、保険金支払不他の業務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社	70%
三井住友海上火災保険株式会社	15%
東京海上日動火災保険株式会社	15%

9. 保険金分割時代取扱い
引受保険会社が共同支給した場合または引受保険会社の責務もしくは結合の状況に照らして事業の補助が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に、お約束した保険金・解約返れい金等の支払い等一定期間遅延されたり、金額が削減されることがあります。この保険は保険保険契約者保護機構の補対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の削減で行ったり、補償時から3カ月経てに、実支しと保険金は全額が補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて
ご加入にあたっての個人情報の取扱いは、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等保保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、第三保証にある事業者を含みます。以上提供等を行う場合があります。
ご入力の内容が法令等に基づき、または人の財産保険者の保険法に基づき損害等を受けた場合に、損害等を受けた者に対して、ご入力することがあります。なお、保健医療等のご入力の内容は、保険金の支払、ご契約の引受、ご契約の管理、ご契約の更新、ご契約の解除、ご契約の解約、ご契約の取消、ご契約の無効、ご契約の失効、ご契約の取消、ご契約の無効、ご契約の失効、ご契約の取消、ご契約の無効、ご契約の失効